

【概要版】

大船渡市中小企業被災資産復旧費補助金の公募について

1 概要

令和7年2月26日から大船渡市で発生（同日、災害救助法適用）した大規模林野火災（以下「林野火災」という。）により被災した中小企業者・小規模事業者が行う事業再建の取り組みを支援するため、補助金を交付するものです。

2 補助対象者

大船渡市内で事業を営んでいる中小企業者・小規模事業者で、林野火災により事業用資産が被災したこと、かつ当該資産の復旧により、事業を継続する意思を有していること。

3 補助対象事業

林野火災により被災した事業用の施設又は設備（以下「被災資産」という。）のうち、事業再開のために不可欠な被災資産の復旧（施設の取得、中小企業者（小規模事業者を除く）の施設の修繕又は設備の取得・修繕）をする事業に要する経費（令和7年2月26日以降に実施した復旧事業であれば、交付決定前であっても遡及適用可能）

4 補助率・補助上限・補助対象経費

(1) 補助率：4分の3以内

(2) 補助上限：3,000万円

（ただし、以下5の岩手県の補助を併せて受ける場合で、かつ市と県の補助額の合算額が、3,000万円を超える場合は、3,000万円から県の補助額を控除した額）

(3) 補助対象経費

施設の取得、中小企業者（小規模事業者を除く）の施設（及びその附属設備並びに構築物）の修繕、設備の取得・修繕に要する経費

5 大船渡市の補助金について

林野火災の被災事業者への施設設備の復旧事業は、この事業のほか、岩手県でも実施しています。申請先については、事業者規模、復旧方法で申請先が異なりますので、お間違えのないように、申請願います。（小規模事業者については、補助対象の復旧資産が重複していない場合には、大船渡市と岩手県へそれぞれ申請のうえ、併給が可能です。）

【申請先】

事業者規模	復旧方法：施設の取得	復旧方法：施設の修繕、設備取得・修繕
小規模事業者	大船渡市への申請	岩手県への申請
中小企業		大船渡市への申請

※そのほか、別紙「申請先の一次判定フロー」も参考としてください。

6 スケジュール

項 目	実施時期
応募受付	令和7年6月18日（水）から9月30日（火）17時まで
交付決定	受付※から概ね2週間程度 （提出書類の過不足や、記載内容の誤り、確認事項等がない場合）
補助事業終了	令和8年1月31日（土）

※ このスケジュールは予定であり、応募件数、審査の状況等により前後する場合があります。

別紙：申請先の一次判定フロー

※あくまでも「申請先の簡易的な判定」であり、公募要領の補助要件等に合致しない場合、補助金を交付できない可能性があります。

